

# 奨学金・顕彰金 2019年度募集要項

## 本奨学金・顕彰金の趣旨

経済的事由により高等教育機関への就学が困難な者であり且つ美容業界の発展に従事したい者に奨学金を支給、また美容業界の発展に寄与した個人若しくは団体を顕彰し、将来社会に有為な人材を育成すると共に、当該団体を支援しようとするものです。

## 本奨学金・顕彰金の特色

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 他の奨学金・顕彰金制度への併願又は既に利用している方も応募いただけます。

## 1 応募資格

<奨学生>

以下の(1)～(4)のすべてに該当する者。

- (1) 美容に関わる知識・技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること
- (2) 経済的な理由により高等教育機関への就学等が困難であること
- (3) 就学状況及び生活状況について適宜報告できること
- (4) 高校3年生(翌年進学予定の者)

<顕彰者>

美容業界の発展に寄与した個人または団体

## 2 公募期間

2019年4月22日(月)～同年6月28日(金)(必着)

## 3 支給の金額

### 1. 奨学金

種別	年額
第1種	100万円
第2種	50万円
第3種	30万円
第4種	20万円
第5種	10万円

### 2. 顕彰

・個人

種別	年額
第1種	20万円

・団体

種別	年額
第1種	20万円

## 4 支給

年1回(基本的に2年間の支給です。)

## 5 応募手続

(1) 応募書類

以下の書類を郵送してください。奨学金対象者は①～⑦、顕彰金対象者は①、⑤、⑧をご準備下さい。

※各準備書類の詳細に関しては当財団ホームページ掲載の「応募書類の手引き」をご確認ください。

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| ①奨学生・顕彰者申請書 | ⑤個人情報取り扱いに関する同意書                |
| ②在学証明書      | ⑥小論文                            |
| ③成績証明書      | ⑦所得を証明する書類                      |
| ④学校長による推薦書  | ⑧実績(研究論文発表数、商品開発、特許などの実績が分かるもの) |

※①、④、⑤の様式は当財団ホームページからダウンロードしてください。

一般財団法人下村教育財団 HP : <https://shimomurafoundation.org>

## (2) 応募方法

応募書類一式を当財団宛に郵送してください(2019年6月28日(金)必着)。

※直接の持参は受け付けておりません

## (3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人下村教育財団 事務局

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-23-3 1F

TEL: 03-5950-1255 FAX: 03-3988-8227 Mail: info@shimomurafoundation.org

## 6 選考方法

- ・選考委員による書類審査、面接
- ・2019年度面接日(予定): 東京会場 2019年7月22日月曜日、大阪会場同年7月26日金曜日  
※日時は変更となる場合がございます。面接対象者には応募後に別途日程連絡がございますので、必ずご確認ください。詳細は「応募の手引き」をご覧ください。
- ・選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

## 7 応募後の流れ

- (1) 必要書類の提出
- (2) 書類選考
- (3) 書類選考通過者に面接日程のご連絡
- (4) 面接…1名あたり20分程度、未成年者は原則保護者1名同伴
- (5) 選考結果通知…応募者本人および在学学校(現役学生のみ)にそれぞれ書面でご通知

## 8 奨学金・顕彰金の支給

- ・本人名義の指定口座への振込払いとします。  
※手数料は当財団が負担します。
- ・お振込みは、当財団奨学金採用者が進路をご決定された後、当年度内に支給予定です。  
顕彰金採用者へは、必要手続後の支給予定です。

## 9 報告義務

奨学生となった方には、毎年一回、学校が発行する在学証明書・成績証明書を提出いただきます。また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

## 10 奨学金の停止、打ち切り、又は返還事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の停止、打ち切り、又は返還となることがあります。

1. 相当な理由なく休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学したとき
3. 原級にとどまったとき、又は正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込がなくなったとき
6. 奨学生・顕彰者として適当でない事実があったとき、又は処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学金・顕彰金を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生・顕彰者としての報告義務を怠ったとき、又は連絡が取れなくなったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって支給を受けたとき
10. その他、学生としての資格を失ったとき

## 11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金・顕彰金事業に係る目的にのみ使用いたします。

以上